



高橋団長から辞令を受け取る任用団員

地域防災へ気持ち新たに

花巻市消防団辞令交付式

4月7日、令和6年度花巻市消防団辞令交付式がまなび学園で開催されました。

式では、高橋司団長が退職者、昇格者、任用者の各団員代表者へ辞令を交付。高橋団長は「コミュニケーション促進による風通しのよい組織づくりと、地域の安全のため技術向上に努めてほしい」と呼び掛けました。

本年度の消防団の異動は、勤続15年以上の33人を含む57人が退職、63人が昇格のほか、40人が新たに任用。総団員数は1592人となっています。

田瀬ダムでワイン熟成開始

ダム管理事務所と花巻市・遠野市が覚書締結

4月11日、国管轄の田瀬ダムで、花巻市・遠野市で造られたワインを試験的に貯蔵する取り組みを開始。同日、ダムを管理する北上川ダム統合管理事務所と2市により、ダムの試行的利活用に関する覚書を締結しました。

田瀬ダム完成から70年の節目に、ダム活用による産業振興を目的として企画。貯蔵するダムの監視廊は、室温が年間を通じて11〜13度と安定しており、ワインの熟成に適した環境です。市内3社と遠野市の1社がワイン約2400本を貯蔵し、熟成させています。



田瀬ダムの監査廊にワインを持ち込む事業者

超小型人工衛星「YODAKA」完成

文化会館で実寸大モデルお披露目

民間事業者が開発した超小型人工衛星の完成を祝うイベント「花巻宇宙の日」が、4月21日に文化会館で開催されました。

イベントでは、超小型人工衛星「YODAKA」の性能やミッション、実寸大モデルを披露。本年秋に打ち上げ、地球を半年ほど周回し、地球の撮影やデータ転送を行います。開発に携わった花巻北高校の生徒もイベントに参加し、来場者をもてなしました。

来場した桜台小4年の夏井敬一郎君は「思っていたより小さい」と興味深くモデルを眺めていました。



人工衛星の実寸大モデルを眺める来場者たち



5月は消費者月間 デジタル時代の消費者力を高めよう

【問い合わせ】
新館市民生活総合相談センター(☎41-3550)

リスクを理解して デジタルサービスを上手に活用しましょう

デジタル化やAI技術などが急速に進展し、私たちの生活におけるサービス、取引、コミュニケーションは大きく変化。暮らしの利便性を高める一方で、リスクの多様化にもつながっています。

デジタルサービスの消費者トラブルに遭わないために大切なのは、デジタルサービスの仕組みと、利用することによるリスクを理解すること。

そして、多様な情報を適切に取捨選択することで。時代の変化に合わせて、常に新たな情報をアップデートし続けていきましょう。

「断る・相談する」という基本的なことに気を付けながら、上手にデジタル時代の消費生活を送りましょう。



悪質商法・特殊詐欺に注意しましょう

電話やSNSを利用した悪質商法・特殊詐欺の相談や被害が増加しています。被害に遭わないためには、消費者自身の自覚だけではなく、家族と

の情報共有と周りの人の見守りが大切です。自分一人で解決しようとせず、家族や周りの人に相談するようにしましょう。

警察官をかたる不審電話に注意！

●事例

警察官を名乗る者から、「銀行口座が犯罪に利用されているので利用停止になる。捜査のため、キャッシュカードを預かる」と電話があった。



ワンポイントアドバイス

警察官がキャッシュカードを交換することや、捜査のために預かることはありません。

電話の相手が誰であっても、お金に関する話が出た場合や不審に感じたら、一旦電話を切り、警察に相談するようにしましょう。



警察相談専用電話は **#9110**

悪質業者を撃退！ 声に出して練習しよう 断り言葉

NO!



●効果的な断り言葉

- 買いません
 - 必要ありません
 - 今後、二度と電話(勧誘)しないでください
 - お帰りください
- ※相手に「勧誘しても時間の無駄」と思わせることがポイントです

●してはいけない断り方

- いいです、結構です
- ※承諾したと都合よく解釈されます
- 考えておきます
- ※なぜ今決められないのかと、さらに契約を迫られます
- 忙しいのでまた今度
- ※その後もしつこく勧誘を受けてしまいます

困ったときは市民生活総合相談センターへ相談してください

市民生活総合相談センターでは、消費生活相談員が契約トラブル、借金問題、生活上の困り事などのお話を伺います。また、消費者トラブルの最新の事例に基づいて、ホームページやエフエムワン、出前講座などで情報を提供し、注意喚起をしています。



■消費生活相談員とは

消費生活相談員は、トラブルの解決策や対処方法のアドバイスを行います。また、相談内容によっては弁護士や専門機関などを紹介しながら問題解決に導きます。

解決に向けて相談者が事業者と自力で交渉することが難しい場合は、必要に応じて消費生活相談員が事業者側と交渉を行います。